

医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件(案) 新旧対照表

○医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品(平成十六年厚生労働省告示第百八十五号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>一〇百二十四 (略)</p> <p>百二十五 (二)―(1R・9S・12S・13R・14S・17R・18E・21S・23S・24R・25S・27R)―17―ア Ril―1・14―ジヒドロキシ―12―「(E)―2―」〔(1R・3R・4R)―4―ヒドロキシ―3―メトキシシクロヘキシル〕―1―メチルピニル〕―23・25―ジメトキシ―13・19・21・27―テトラメチル―11・28―ジオキサ―4―アザトリシクロ「2・3・10・16―テトラオン(別名タクロリムス)及びその製剤(ただし、外用剤若しくは点眼剤として用いられるもの又は○・五mg錠剤、○・五mgカプセル製剤、一・〇mg錠剤、一・〇mgカプセル製剤、一・五mg錠剤及び三・〇mg錠剤であって関節リウマチに用いられるものを除く。)</p> <p>百二十六〇百三十八 (略)</p>	<p>一〇百二十四 (略)</p> <p>百二十五 (二)―(1R・9S・12S・13R・14S・17R・18E・21S・23S・24R・25S・27R)―17―ア Ril―1・14―ジヒドロキシ―12―「(E)―2―」〔(1R・3R・4R)―4―ヒドロキシ―3―メトキシシクロヘキシル〕―1―メチルピニル〕―23・25―ジメトキシ―13・19・21・27―テトラメチル―11・28―ジオキサ―4―アザトリシクロ「2・3・10・16―テトラオン(別名タクロリムス)及びその製剤(ただし、外用剤若しくは点眼剤として用いられるもの又は○・五mgカプセル製剤及び一・〇mgカプセル製剤であって関節リウマチに用いられるものを除く。)</p> <p>百二十六〇百三十八 (略)</p>